

いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）

募集要項

令和8年10月

いなべ市 水道部 下水道課

目次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 一般事項.....	1
2. 1 事業の目的	1
2. 2 事業及び工事等名称.....	1
2. 3 事業箇所	1
2. 4 事業主体	1
2. 5 事業方式	2
2. 6 選定方式	2
2. 7 対象施設	2
2. 8 業務範囲	5
2. 9 事業期間	5
2. 10 見積上限価格	5
2. 11 本市による事業の実施状況のモニタリング	6
第3章 プロポーザル応募の手続等	7
3. 1 募集等のスケジュール	7
3. 2 応募者の構成.....	7
3. 3 プロポーザル応募に関する手続	8
(1) 募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表	8
(2) 参加資格審査書類等の受付	8
(3) 参加資格確認結果の通知.....	8
(4) 提案書類の受付	8
(5) プロポーザル応募辞退届の受付.....	9
(6) プレゼンテーションの実施	9
3. 4 プロポーザル応募に関する留意事項	9
(1) 募集要項の承諾	9
(2) 費用負担	9
(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻	9
(4) 著作権	9
(5) 特許権等	10
(6) 提出書類の取扱い.....	10
(7) 提示資料の取扱い.....	10
(8) プロポーザル応募無効に関する事項	10
(9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い	11
(10) 必要事項の通知.....	11

3. 5 担当窓口	11
第4章 応募者の備えるべき参加資格要件	12
4. 1 構成員共通の参加要件	12
4. 2 JV 代表に係る要件	12
4. 3 設計業務における構成員に係る要件	13
4. 4 工事における構成員に係る要件	13
4. 5 応募者が参加資格要件を喪失した場合の取扱い	14
(1) JV 代表が参加資格要件を喪失した場合	14
(2) 構成企業が参加資格要件を喪失した場合	14
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	15
5. 1 参加資格審査書類	15
5. 2 提案書類	16
第6章 事業者の選定方法	17
6. 1 参加資格の審査	17
(1) 参加資格審査書類の審査	17
(2) 参加資格要件の審査	17
(3) 参加資格確認結果の通知	17
6. 2 提案書類の確認	17
6. 3 提案価格・基礎審査	17
(1) 提案価格審査	17
(2) 基礎審査	17
(3) 結果の通知	17
6. 4 選定委員会	17
6. 5 プレゼンテーションの実施	18
6. 6 提案内容の審査	18
6. 7 最優秀提案者等の選定	18
6. 8 優先交渉権者の決定	18
6. 9 審査結果の通知及び公表	18
第7章 本市と事業者の責任分担	19
7. 1 基本的考え方	19
7. 2 予想されるリスクと責任分担	19
第8章 契約に関する事項	20
8. 1 契約手続き	20
8. 2 契約保証金	20
第9章 対価の支払い	21
9. 1 費用の構成	21

9. 2 費用の調達	21
9. 3 費用の支払方法	21

第1章 募集要項の位置づけ

いなべ市（以下「本市」という。）では、いなべ市下水道事業における「いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）」（以下「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式により実施する予定としている。

いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）募集要項（以下「募集要項」という。）は、公募型プロポーザルを実施するうえで必要となる事項を定めるものであり、プロポーザル応募者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。応募者は、募集要項に記載のあるプロポーザル条件等を遵守し、プロポーザル手続きを進めるよう留意すること。

なお、以下の文書は募集要項と一体のものである。

1. 要求水準書
2. 事業者選定基準
3. 様式集
4. 特定建設工事共同企業体協定書（案）等
5. 設計・施工契約書（案）

第2章 一般事項

2. 1 事業の目的

本市の北勢町区域には、陶管（ハイセラミック管）が約 65km にわたり布設されており、現在これらの一部において管路の損傷（ひび割れ等）や地下水の侵入、それに伴う路面沈下などの事象が確認されている。本事業では「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、これらの課題を早期解決するため地域企業を含めた民間事業者のリソースや技術力を活用できる「設計・施工一括発注方式」を採用し、課題の解決に取り組むこととする。

2. 2 事業及び工事等名称

令和9年度市単独事業

い下公DB北第1号

いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）

2. 3 事業箇所

いなべ市北勢町奥村及び新町地内

2. 4 事業主体

いなべ市

2. 5 事業方式

設計・施工一括発注方式

2. 6 選定方式

本事業は、対象路線の設計、施工に係る技術提案を公募し、事業者の創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められた事業者を特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2. 7 対象施設

本事業の対象施設の概要は表 2－1 に示すとおりである。

表 2－1 主な対象施設

平面図番号	工区数	管種・管径・延長等	備考
①	24	陶管・ ϕ 150・L=1,079.88m	
②	16	陶管・ ϕ 150・L=488.40m	
③	4	陶管・ ϕ 150・L=157.10m	
④	3	陶管・ ϕ 150・L=59.90m	
⑤	4	陶管・ ϕ 150・L=89.40m	
⑥	3	陶管・ ϕ 150・L=94.90m	
⑦	2	陶管・ ϕ 150・L=51.70m	
⑧	3	陶管・ ϕ 150・L=68.60m	
⑨	2	陶管・ ϕ 150・L=64.95m	
⑩	3	陶管・ ϕ 150・L=77.65m	
⑪	2	陶管・ ϕ 150・L=42.05m	
⑫	1	陶管・ ϕ 150・L=48.65m	
⑬	2	陶管・ ϕ 150・L=77.55m	
総延長	69	L=2,400.73m	

※) 数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事において詳細を確定する。

位置図

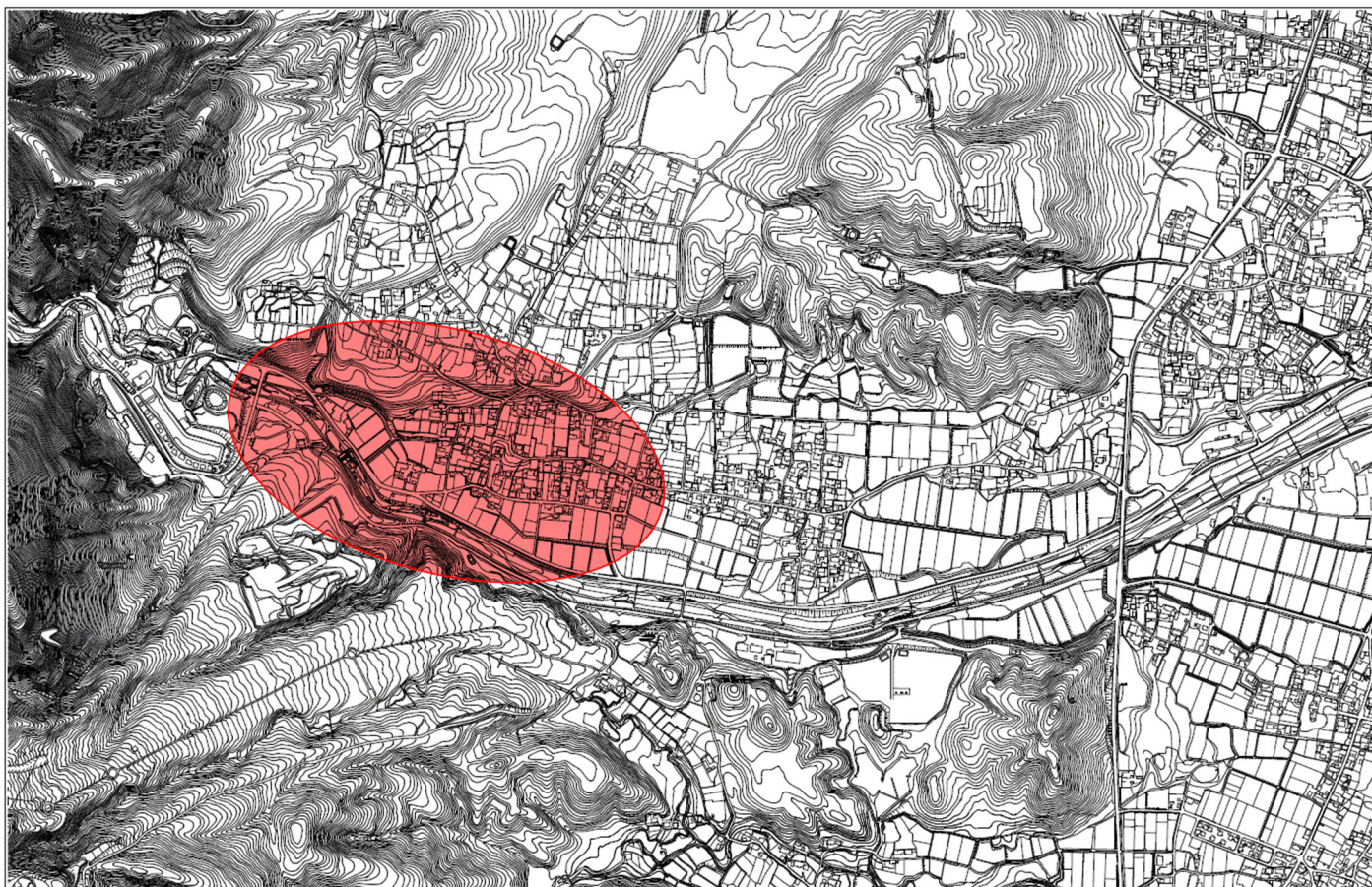


図 2 - 1 対象施設の位置図

平面図

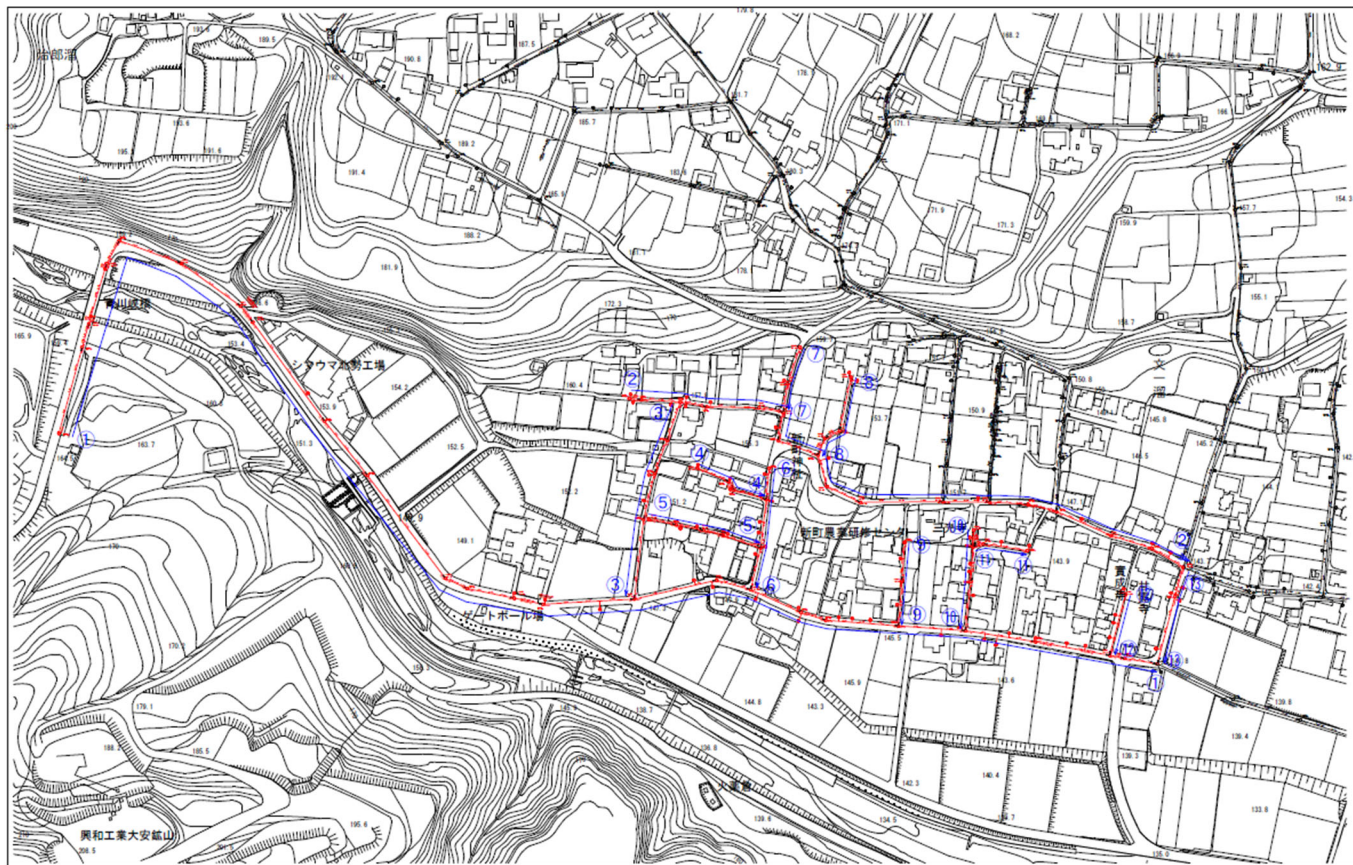


図 2 - 2 対象施設の平面図

2. 8 業務範囲

受注者が行う業務の範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は表 2－2 に示すとおりである。また、対象路線の詳細は募集要項等公表時に貸与する資料を参照すること。

表 2－2 受注者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
設計	詳細設計業務	調査業務の結果等を参考に、対象施設の詳細設計を行い事業費の算出を行う。また、設計図書（図面、仕様書、数量計算書、設計書等）の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る作業を行う。
工事	工事業務	対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。なお、申請に必要な証紙等の費用は受注者の負担とする。
	設計図書及び工程の変更	施工中に想定していない事象（埋設物、文化財等）が発生した場合における変更対応を行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

2. 9 事業期間

令和 11 年 3 月 15 日（受注者提案により短縮可）

2. 10 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

- 200,000,000 円（うち消費税及び地方消費税額 18,181,818 円）

2. 1 1 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が行う設計・施工が本市の定める要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。本市は、設計・施工契約の締結後、円滑な事業遂行のために月次の定例会議を開催することを予定している。会議開催時に代表企業は原則として本会議に参加すること。ただし、その他構成企業は、必要に応じた参加で良いこととする。

本市のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が設計・施工契約書（案）及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3. 1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、表 3-1 のとおりである。なお、募集要項等に関する説明会は実施しない。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施内容	日程
プロポーザル募集の公告	令和8年10月19日(月)
募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月20日(火)～ 令和8年10月29日(木) 午後4時必着
募集要項等に関する質問への最終回答日	令和8年11月5日(木)
参加表明書及び参加資格審査書類の受付締切	令和8年11月19日(木) 午後4時必着
参加資格確認結果の通知	令和8年11月26日(木)
提案書類の受付締切	令和9年1月15日(金) 午後4時必着
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和9年1月27日(水)
事業者の選定・契約締結	令和9年2月ごろ

3. 2 応募者の構成

- 応募者は「第4章 応募者の備えるべき参加資格要件」に示す要件を全て満たす企業（以下「構成員」という。）によって構成される共同企業体（以下「JV」という。）であること。
- 構成員のうちから代表企業（以下「JV 代表」という。）を定めることとし、JV 代表は工事における構成員とは別の企業とすること（ただし、本工事全体の監督責任及び主任技術者の配置は JV 代表が行うものとし、本工事の施工の一部を JV 代表が実施することは妨げない。JV 代表と設計業務における構成員が同一企業であることは認める。ただし、主任技術者と監理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。）。
- 全ての構成員が本市の入札参加業者資格者名簿に登録されていること。なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。
- 構成員から協力企業への再委託又は下請を可とする。協力企業については、地元企業の育成及び地元経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮する。

3. 3 プロポーザル応募に関する手続

(1) 募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表

ア 質問の受付

受付期間：令和8年10月20日（火）～令和8年10月29日（木）午後4時必着

提出方法：電子メールまたはFAXで提出し、電話で送付確認を行うこと。

【様式】募集要項等に関する質問書（様式Ⅱ）

【電子メール件名】「募集要項等に関する質問（応募者名）」

【宛先】「3. 5 担当窓口」参照

イ 回答の公表

令和8年11月5日（木）までに本市ホームページで公表する。回答にあたっては質問者を匿名化する。

(2) 参加資格審査書類等の受付

応募者は、3. 2 及び4. 1 から4. 4 に示す条件を満たしていることを証明するために必要な書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、JV 代表が行わなければならない。

ア 提出書類

5. 1 に示す「参加資格審査に関する提出書類」

イ 提出方法

受付期間：令和8年11月6日（金）～令和8年11月19日（木）までの

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

提出方法：3. 5 に示す場所に持参または追跡可能な郵送により提出すること。

(3) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、応募者の代表企業に対して、令和8年11月26日（木）までに本市から書面により通知する。

なお、参加資格確認結果の通知において、参加資格があると認められた者であっても、本市に提出した書類等などに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、参加資格を取り消す。

(4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。また、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

なお、提案書類受付期間後の書類の追加・修正・差替はできない。

ア 提出書類

5. 2 に示す「提案書類」

イ 提出方法

受付期間：令和 8 年 12 月 18 日（金）～令和 9 年 1 月 15 日（金）までの

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

提出方法：3. 5 に示す場所に持参または追跡可能な郵送により提出すること。

（5）プロポーザル応募辞退届の受付

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、JV 代表が行わなければならない。

ア 提出書類

5. 1 に示す「プロポーザル応募辞退届」

イ 提出方法

受付期間：令和 8 年 12 月 18 日（金）～令和 9 年 1 月 15 日（金）までの

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

提出方法：3. 5 に示す場所に持参または追跡可能な郵送により提出すること。

（6）プレゼンテーションの実施

本市は、参加資格があると認められた応募者に対し、令和 9 年 1 月 27 日（水）に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に別途通知する。

3. 4 プロポーザル応募に関する留意事項

（1）募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

（3）プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（4）著作権

応募者が提出した提案書類の著作権等の各種権利は応募者に帰属するが、契約締結先の提出図書にかかる著作権等は、本市に帰属するものとする。

ただし、本市が本事業の公表及び本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則として使用しない。

本市に提出された資料について情報公開請求があった場合は、いなべ市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた提案書類はプロポーザル審査後に正本1部を除き返却するものとする。

(7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき参加資格のない者の提出した書類

イ) 事業名及び見積金額のない書類

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

エ) 事業名に誤りのある書類

オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類

カ) 見積金額を訂正した書類

キ) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類

ク) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口に到達しなかった書類

ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

(9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

(10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3. 5 担当窓口

いなべ市水道部下水道課

〒511-0492 いなべ市北勢町阿下喜 2633 番地

いなべ市水道部下水道課

T E L : 0594-72-3515

F A X : 0594-72-3748

電子メール : gesui@city.inabe.mie.jp

第4章 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の参加資格要件は次のとおりとする。

4. 1 構成員共通の参加要件

構成員は、次に示す要件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- いなべ市の入札参加資格者名簿に登録されている者であって、登録先所在地が三重県内にあるものであること。
- いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）第 4 条第 1 項の規定による入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。
- 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 28 年いなべ市告示第 119 号）別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。
- 以下のいずれかに該当する者でないこと。

ア) いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル評価委員会（以下「選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関係がある者。

イ) 本工事における事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者と資本面又は人事面において関連がある者。

「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。なお、本工事における事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

・株式会社アクション

4. 2 JV 代表に係る要件

JV 代表は、次に示す要件の全てを満たす者でなければならない。

- 公告日の前日から引き続き、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条（別表第一）に規定する「土木工事業」に係る建設業の許可を受けている者であること。
- 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査における「土木工事業」の

総合評点（P）が 900 点以上あること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、公告日直近のものとする。

- 公告日以前 10 年間の公共工事で、下水道管渠更生工法（公益財団法人日本下水道新技術推進機構）による技術審査・証明を得ている自立管工法で本管 1 スパン以上の下水道管更生工事として元請完成工事実績があること。
- 契約締結時において、次の要件を満たす主任技術者を専任で配置することができること。

ア) 一級土木施工管理技士の登録を受けている者であること。

イ) 下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士（修繕・改築）、下水道管渠更生施工管理技士のいずれかの登録を受けている者であること。

ウ) 直接的な雇用関係にある者であること。

4. 3 設計業務における構成員に係る要件

設計業務における構成員は、次に示す要件の全てを満たすものでなければならない。なお、複数企業で設計業務に従事する場合は、1 社でも次の要件を満たしていれば可とする。また、設計業務における構成員においては、建設業法第 3 条に規定する「土木工事業」に係る建設業の許可を求めない。

- 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「下水道」に限る。）を受けていること。
- 契約締結時において、次の要件を満たす設計業務管理技術者及び照査技術者を配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。
 - ア) 設計業務管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（総合技術監理部門（上下水道部門－下水道）又は上下水道部門（下水道））の登録を受けている者であること。
 - イ) 照査技術者は、技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門（上下水道部門－下水道）又は上下水道部門（下水道））の登録を受けている者であること。

4. 4 工事における構成員に係る要件

工事における構成員は、次に示す要件の全てを満たす者でなければならない。なお、複数企業で工事に従事する場合は 1 社でも次の要件を満たしていれば可とする。

- 公告日の前日から引き続き、建設業法第 3 条に規定する「土木工事業」に係る建設業の許可を受けている者でいなべ市内に本店を置くものであること。
- 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査における「土木工事業」の総合評点（P）が 600 点以上あること。但し、経営事項審査の審査基準日は、公告日直近のものとする。
- 公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けている工法（反転工法又

は形成工法に限る。)に係る協会に加入している者であること。

- 契約締結時において、次の要件を満たす主任技術者を配置することができること。

なお、当該技術者の専任、非専任については問わないものとする。

ア) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条各号のいずれかに該当する資格を有するものであること。

イ) 直接的な雇用関係にある者であること。

4. 5 応募者が参加資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の JV 代表及び構成企業が、参加資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日まで
の間、「4. 1 構成員共通の参加要件」に記載されている参加資格要件を喪失した場合は、
以下の取扱いとする。

(1) JV 代表が参加資格要件を喪失した場合

JV 代表が参加資格要件を喪失した場合、当該グループ企業を失格とする。

(2) 構成企業が参加資格要件を喪失した場合

JV 代表以外の構成企業が参加資格要件を喪失した場合、当該参加資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ参加資格審査書類を提出し、参加資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、様式集を参照のこと。

5. 1 参加資格審査書類

提出書類		様式
参加資格審査に関する提出書類	プロポーザル参加表明書	様式 I - 1
	参加資格審査書類一覧表	様式 I - 2
	応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3
	資格審査申請書	様式 I - 4
	代表企業の参加資格要件に関する書類	様式 I - 5
	代表企業実績	様式 I - 5 - 1
	配置予定技術者の資格（代表企業）	様式 I - 5 - 2
	設計企業の参加資格要件に関する書類	様式 I - 6
	設計企業実績	様式 I - 6 - 1
	配置予定技術者の資格（設計企業）	様式 I - 6 - 2
	施工企業の参加資格要件に関する書類	様式 I - 7
	施工企業実績	様式 I - 7 - 1
	配置予定技術者の資格（施工企業）	様式 I - 7 - 2
	委任状	様式 I - 8
	会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	—
	決算報告書（代表企業、構成企業、決算報告書は直近3ヶ年）	—
	登記簿謄本（代表企業、構成企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	—
	募集要項の参加資格要件各種税の納税証明書（代表企業、構成企業、直近1ヶ年）	—
その他	募集要項等に関する質問書	様式 II

5. 2 提案書類

提出書類		様式
提案内容に関する提出書類	① 提案書類審査に関する提出書類	
	・ 提案書類提出書	様式Ⅲ－１
	・ 提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－２
	・ 見積書	様式Ⅲ－３
	・ 見積金額計算書	様式Ⅲ－４
	② 技術提案書	
	・ 基本方針	様式Ⅳ－１
	・ 業務実施体制	様式Ⅳ－２
	・ 受託実績	様式Ⅳ－３
	・ 設計計画	様式Ⅳ－４
	・ 施工管理・施工方法	様式Ⅳ－５
	・ 安全性の確保	様式Ⅳ－６
	・ 環境対策	様式Ⅳ－７
	・ 地域に対する貢献	様式Ⅳ－８
	・ 自由記述	様式Ⅳ－９
その他	プロポーザル応募辞退届	様式Ⅴ

第6章 事業者の選定方法

6. 1 参加資格の審査

(1) 参加資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 参加資格要件の審査

本市は、応募者が「第4章 応募者の備えるべき参加資格要件」を満たしていることを審査する。参加資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

(3) 参加資格確認結果の通知

本市は、参加資格審査の結果を応募者のJV代表に通知する。

6. 2 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することがある。

6. 3 提案価格・基礎審査

(1) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。

(2) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者のJV代表へ通知するとともに、プレゼンテーションの実施時刻を応募者に伝える。

6. 4 選定委員会

事業者の選定にあたり、本市は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6. 5 プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6. 6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。
詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6. 7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6. 8 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者の場合には、その応募者を優先交渉権者に決定する。

6. 9 審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、3. 5に示す本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その結果に関する異議申し立て並びに、審査内容に関する説明請求は、一切受け付けないものとする。

第7章 本市と事業者の責任分担

7. 1 基本的考え方

本事業における事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

7. 2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、設計・施工契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

8. 1 契約手続き

- 優先交渉権者は、決定後に契約を締結しなければならない。
- 優先交渉権者は、契約の締結前に特定建設工事共同企業体協定書等を本市に提出するものとする。
- 優先交渉権者が「4. 5 応募者が参加資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、参加資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、「4. 5 (2) 構成企業が参加資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ参加資格審査書類を提出し、参加資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。
- 本事業に係る翌年度以降の下水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について本市に請求することができず、応募者の負担となる。
- 本市は、各会計年度における支払限度額の範囲内で、設計、工事の出来高検査を行う。事業者は、出来高精算を行い、請負率を踏まえた変更設計額で変更契約を行う。

(算定方法)

請負率＝提案書見積価格／見積上限価格

8. 2 契約保証金

設計・施工契約書（案）に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9. 1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目		該当する業務	備考
設計 業務費	設計費	詳細設計業務	
		各種許認可等の申請業務	
	積算業務費	設計書作成及び出来高積算業務	
工事費	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	

9. 2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本市が調達するものとする。

9. 3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。